

事務連絡
平成20年1月28日

各都道府県衛生主管部（局）
感染症発生動向調査担当課 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

感染症発生動向調査における都道府県の警報レベルの設定について（情報提供）

感染症発生動向調査につきましては、平素より御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、感染症発生動向調査においては、五類感染症定点把握対象の一部感染症（インフルエンザ等）について、保健所単位での警報レベルの設定がなされているところですが、この度、「効果的な感染症サーベイランスの評価並びに改良に関する研究」（平成19年度厚生労働科学研究事業（新興・再興感染症対策研究事業））の成果として、別添のとおり提案がありましたので、感染症法第16条に基づく公表を行うに当たっては本提案を参酌し、適切な対応をお願いいたします。

なお、今後、感染症発生動向調査システム（NESID）の警報・注意報システムにおいても、必要に応じて、本提案に基づき改変を加える予定ですので、申し添えます。

感染症発生動向調査に基づく都道府県の感染症の警報レベルについての提案

平成19年度厚生労働科学研究費(新興・再興感染症対策研究事業)による
「効果的な感染症サーベイランスの評価並びに改良に関する研究班」

感染症発生動向調査システムでは、5類感染症定点把握対象の一部の疾患(インフルエンザ、麻疹など)の流行状況について、保健所単位での警報レベルが設定され、流行の原因究明や拡大阻止対策などを講ずるための資料として利用されている。(以下、「保健所管轄地域の警報レベル」と記す。)

都道府県において、広域的に大きな流行が発生または継続しつつあると疑われる場合に、「都道府県の警報レベル」を設定することを提案する。

都道府県の警報レベル : 保健所管轄地域の警報レベルにある全ての保健所の管内人口の合計が、都道府県人口全体の30%を超えた場合

別添資料

図. 11 道県における都道府県と保健所管轄地域の警報レベルの例(インフルエンザ、2005年第45週～2006年第12週)

(「定点サーベイランスの評価に関するグループ」研究報告書 感染症発生動向調査に基づく流行の警報・注意報および全国年間罹患数の推計—その7—からの引用)

参考資料

- 1) 「定点サーベイランスの評価に関するグループ」研究報告書 感染症発生動向調査に基づく流行の警報・注意報および全国年間罹患数の推計—その4—から—その7—
厚生科学研究費補助金(新興・再興感染症研究事業)による「効果的な感染症発生動向調査のための国及び県の発生動向調査の開発に関する研究」, 2004から2007
- 2) Murakami Y. et al. Wide-Area Epidemics of Influenza and Pediatric Diseases from Infectious Disease Surveillance in Japan, 1999-2005. in Journal of Epidemiology Supplement: Evidences Observed in the National Epidemiological Surveillance of Infectious Diseases in Japan, 1999-2005. J Epidemiol 2007; 17: S23-S31.